

# 千葉県オーラルヒストリー動画制作業務委託 提案仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注する「千葉県オーラルヒストリー動画制作業務委託」の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は受託者決定後、協議の上、委託者が作成する。

## 2 業務の目的

千葉県では、県立図書館が多様な情報を活用したレファレンスサービスの充実を図り県民の知の活動拠点としての役割を果たすことを目指すため、県として遺すべき千葉県に関する情報をデジタルアーカイブ化し、知の蓄積を進めることとしている。

本業務は、この事業の一環として、文献等の記録の乏しい事柄について関係者にインタビューを行い、オーラルヒストリー動画を制作するものである。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 委託業務内容

受託者は、業務の目的を十分理解し、動画・テキストデータの制作に係る全ての業務を行うものとする。作業工程は、企画・構成、映像制作準備、撮影、編集、校正、成果物の納品とする。

### （1）企画・構成

プロポーザルでの提案内容を参考に委託者と協議、打合せを行った上で内容を決定し、決定した内容を基に、オーラルヒストリー動画の構成を作成する。

なお、動画の内容については次のとおりとする。

- ・千葉県の発展に関わる「社会の変遷に関わる記録」「歴史的に価値のある出来事」など過去の出来事や人々の事績を知ることのできる内容とする。
- ・インタビューは1動画あたり1名以上を対象に実施する。

### （2）映像制作準備

企画・構成に基づき、動画作成に必要な撮影等の映像・写真的調達や作成、撮影場所（スタジオ等）の確保を行う。次に掲げる内容は本委託業務に含むものとする。

- ・資料、素材の収集
- ・肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（インターネット上への投稿等）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を

発生させないための事前処理を含む。)

- ・インタビュー対象者、制作協力者、撮影地への交渉・許認可
- ・使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な一切の費用負担。なお、インタビュー対象者、制作協力者への謝礼は、1人1日13,000円として積算すること。その際、インタビューの時間のみでなく、打合せ等にかかる時間も見込んで積算すること。

なお、撮影にあたり委託者が所有する映像や画像の借用が必要な場合、委託者から提供を受けることができる。

### (3) 撮影

- ・事前に撮影の内容やスケジュール、撮影現場での展開が分かる資料を委託者に提出し承認を受けるものとする。
- ・撮影にあたっては、プライバシーや肖像権に十分な配慮をする。
- ・撮影には原則として委託者が同行するものとする。

### (4) 編集

- ・千葉県公式PRチャンネルへの投稿を想定した動画を制作する。
- ・制作本数は以下のとおりとする。

公開用動画（1本あたり10～15分程度を想定）5本以上

記録用動画（ノーカット版）インタビュー対象者1人につき2本以上

- ・最終的な全面公開を前提とし、インタビューした内容のうち、即時公開可能な部分と一定期間を経て公開可能な部分を整理し、即時公開可能な部分を公開用、一定期間を経て公開可能な部分を含めた全編を記録用とする。一定期間非公開となる内容を含む場合、インタビュー対象者と非公開期間の秘密保持に関する契約を書面で取り交わすことになるので対応すること。

- ・テーマや内容、インタビュー対象者、制作協力者は委託者と協議、打合せを行った上で決定する。
- ・インタビュー対象者については、3～5名程度とする。
- ・インタビュー対象者1名につき、公開用の動画を1本制作することを基本とするが、複数の動画を制作することも可とする。
- ・複数のインタビュー対象者の動画を編集し、1本の公開用の動画を制作することも可とする。
- ・公開用動画には、撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップ、クレジットの挿入等の編集作業を行う。
- ・公開用動画には、聴覚障害者向け字幕を挿入する。
- ・公開用動画には、音楽（BGM）、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入する。
- ・公開用動画は、タイトル、テロップ対応言語は、日本語（固有名詞として使用されるアルファベットを含む）とする。

- ・投稿先である YouTube の利用規約に違反しないよう、内容の確認を行う。
- ・動画の完成までに、委託者に複数回、インタビュー対象者、制作協力者それぞれに 1 回以上の内容確認を受け、委託者の指示を受けて修正等を行う。
- ・画面縦横比は 16:9 とし、フルハイビジョン (1,920×1,080) 映像とする。
- ・公開用動画については、年度内に制作した作品すべてを収録した DVD (以下、「最終版 DVD」と言う。) を制作し、一般的なプレイヤーでの再生に対応するよう、プログラミングを行う。ケースはトールケースを使用し、ジャケットはカラー印刷とする。ジャケットには、動画内でクレジットとした内容を表示する。校正を行い、包装は不要とする。
- ・公開用動画は、日本語の手話を挿入したものとする。
- ・公開用動画、記録用動画とともに 1 本ごとにテキストデータを制作する。テキストについては原則として動画本編の内容を文字で再現するものとする。なお、公開用動画のテキストは、議事録のように発言者と内容を整理したものを PDF 化したものと含む。
- ・テキストデータの完成までに、委託者に複数回、インタビュー対象者、制作協力者それぞれに 1 回以上の内容確認を受け、委託者の指示を受けて修正等を行う。

## (5) 成果物の納品

成果物は次のとおりとする。

なお、成果物は、受託者において映像、画像、音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたもので、著作権はエに掲げる場合を除き、原則、全て委託者に帰属するものとする。

### ア 動画データ

(ア) 動画形式は次のとおりとする。

- ・公開用動画 (YouTube 投稿用) …MP 4 5 本以上
- ・記録用動画 (YouTube 投稿用動画と同内容の動画を含む全動画) …非圧縮で高画質のもの インタビュー対象者 1 人につき 2 本以上

なお、YouTube への投稿については委託者が対応する。

(イ) 納品する成果物については次のとおりとする。

- ・公開用動画、記録用動画ともに外部記憶媒体 (DVD、USB メモリー、外付け HDD など) で納品すること。

・最終版 DVD	合計 100 部
(内訳)    公開用 (コピーガード有)	98 部
記録用 (コピーガード無)	2 部

#### イ テキストデータ

(ア) データ形式は次のとおりとする。

txtデータとPDFデータ

(イ) 納品する成果物については次のとおりとする。

公開用動画、記録用動画ともに外部記憶媒体（DVD、USBメモリー、外付けHDDなど）で納品すること。

#### ウ 撮影素材一式

公開用動画に挿入した写真データや映像等の素材は、第三者が権利を有しているなど委託者による二次使用が不可能であるものを除いて納品する。PCでの複製可能なデータ形式とし、外部記憶媒体（DVD、USBメモリー、外付けHDDなど）で納品すること。

#### エ 撮影素材一覧表

撮影素材、撮影場所の一覧表を作成する。

なお、撮影素材について、第三者が権利を有している映像、画像等を制作において使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等の情報の詳細を明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類（写し）を添付する。

### 5 成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、委託者の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

### 6 納品期限

・具体的な納品時期については委託者と協議の上で決定する。

### 7 留意事項

#### (1) 業務実施体制

・契約にあたっては、実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を選任するにあたり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に配置しなければならない。

・受託事業者は、実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の中から、円滑に本業務を遂行するため業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。また、委託者との連絡調整にあたる連絡担当者を定めること。

・編集内容の最終決定までに委託者から訂正指示のあった箇所については、確実に対応すること。

#### (2) 著作権等

- ・納品された成果品、委託業務に関する企画提案書や計画書、報告書等の著作権（著作権法第 21 条、第 22 条の 2、第 23 条、第 26 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条、及び第 28 条に規定する権利をいう。）及びその他の知的財産権は、第三者が権利を有している映像素材を除き、全て委託者に無償で譲渡するものとする。また、成果品は委託者が YouTube や X（旧 Twitter）、Instagram 等の SNS への投稿、ホームページ等の掲載等に隨時使用できるものとする。ただし制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- ・委託者は、著作権法第 20 条第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとすること。
- ・受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないこと。
- ・委託者が成果品を使用するにあたり、映像素材の権利を有している第三者との協議が必要となる場合、協力すること。
- ・第三者が権利を有している映像、画像、音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・制作にあたって、肖像権や意匠権、著作権その他権利等については、撮影前に必要となる一切の手続き及び使用料の負担等を受託者が行うこと。その際、相手方や権利処理の内容等について明確に記した報告書を作成し、手続きした書類（写し）を添付して提出すること。なお、手続きを行う際は事前に委託者への了承を得ること。
- ・最終版DVDの制作にあたって、公共図書館での貸出を可能とするよう、インタビュー対象者や権利を有する第三者との間で権利処理を行うこと。
- ・映像、音楽等の著作権、肖像権処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。

#### （3）業務実施に関する計画書

- ・受託者は契約締結後、業務実施に関する計画書を委託者と協議の上作成し、委託者に提出しなければならない。

#### （4）報告

- ・業務の遂行状況について隨時報告を行うこと。
- ・業務完了の際には、業務完了報告書を提出するものとし、報告書とともに、既に納品済のデータを除く全てのデータを納品すること。

#### （5）受託者及び業務従事者の義務

- ・受託者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、委託者の事務に関する事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- ・受託者は、本業務の実施にあたって入手した委託者等の著作物を、委託者等の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

## 8 その他

- (1) 本業務において委託者が必要と認め、指示した事項については、受託者は、その指示に従うこととする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者において協議の上決定する。